

○都留市水道事業給水条例施行規程

(平成 10 年 4 月 1 日訓令第 1 号)

改正 平成 12 年 4 月 1 日訓令第 5 号 平成 15 年 3 月 3 日水道事業管理規程第 5 号
平成 15 年 12 月 24 日水道事業管理規程第 1 号 平成 21 年 6 月 1 日水道事業管理規程第 1 号
平成 22 年 7 月 30 日水道事業管理規程第 1 号 平成 27 年 11 月 30 日水道事業管理規程第 2 号
平成 29 年 3 月 31 日水道事業管理規程第 1 号 令和 2 年 3 月 31 日水道事業管理規程第 2 号

都留市水道事業給水条例施行規程(昭和 34 年都留市水道事業管理規程第 21 号)の全部を改正する。

(目的)

第 1 条 この規程は、都留市水道事業給水条例(平成 10 年都留市条例第 18 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(工事の申込)

第 2 条 条例第 5 条に規定する給水装置工事の申込みは、給水装置工事申込書(様式第 1 号)により行わなければならない。

2 条例第 7 条第 3 項の規定により、次の各号の一に該当する場合は、利害関係者の同意書を添付するものとする。

- (1) 他人の家屋又は土地内に給水装置を設置しようとするとき。
- (2) 他人の給水装置から分岐しようとするとき。
- (3) その他水道事業管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)が同意書を必要とする場合

(給水装置の工事費免除)

第 3 条 条例第 23 条第 3 項ただし書の規定により免除できる修繕その他に要した費用は、次に掲げるものとする。

- (1) 道路部分に属する給水装置の修繕
- (2) 管理者が必要と認めた改造及び修繕

(構造及び材料の審査)

第 4 条 条例第 7 条第 2 項の規定により、あらかじめ管理者の審査を受けようとする者は、次の各号に定める書類を提出しなければならない。

- (1) 設計平面図及び立面図

- (2) 使用材料一覧表
 - (3) 案内図
 - (4) 道路占用(協議・許可)書
 - (5) その他管理者が必要と認めたもの
- 2 設計審査に合格した者については、給水装置工事認可済証(様式第2号)を交付するものとする。
- 3 指定給水装置工事事業者は、前項の規定による給水装置工事認可済証を工事の期間中、工事現場の見やすい場所に掲示しておかなければならない。

(工事検査)

第5条 条例第7条第2項の規定により、工事検査を受けようとする者は、次の各号に定める書類を提出しなければならない。

- (1) 給水装置工事検査願届(様式第3号)
- (2) 完成平面図及び立面図
- (3) 案内図
- (4) 使用材料一覧表
- (5) 工事写真

(完成)

第6条 前条の工事検査に合格した者は、直ちに給水装置工事完成届(様式第4号)を提出するものとする。

(代理人及び管理人の選定届)

第7条 条例第17条の規定による代理人又は第18条の規定による管理人を選定したときは、給水装置代理人・管理人(選定・変更)届(様式第5号)により管理者に届け出なければならない。

- 2 アパート等で1個のメーターを通じて、それぞれ給水装置を有する場合においては、管理者が管理人を選定させることができる。
- 3 次の各号の一に該当するものは、管理人となることはできない。
- (1) 未成年者
 - (2) 成年被後見人又は被保佐人

(3) その他、管理者が不相当と認めた者

(メーターき損届及び弁償)

第8条 メーターを亡失又はき損したときは、水道メーター亡失(き損)届(様式第6号)によって管理者に届け出なければならない。

2 条例第20条第3項の規定により、メーターの損害を弁償させようとするとき、管理者は、その耐用及び経過年数を考慮して弁償額を定める。

(給水契約の申込)

第9条 条例第16条の規定による申込みは、使用者が水道使用申込書(様式第7号)により申込まなければならない。ただし、給水装置の新設又は改造によるときは所有者及び使用者が連署するものとする。

(水道の使用中止、変更等の届出)

第10条 条例第21条第1項の規定による届出は、次の各号のとおりとする。

(1) 使用を中止するときは、閉栓届(様式第8号)により使用者が届け出なければならない。

(2) 用途を変更しようとするときは、給水用途変更届(様式第9号)により使用者が届け出なければならない。

(3) 私設消火栓を消火演習に使用するときは、私設消火栓(演習・消火)使用届(様式第10号)により使用者が届け出なければならない。

2 条例第21条第2項の規定による届出は、次の各号のとおりとする。

(1) 使用者の氏名又は住所に変更があったときは、給水装置所有者等変更届(様式第11号)により所有者及び新旧使用者が連署して届け出なければならない。

(2) 給水装置の所有者に変更があったときは、給水装置所有者等変更届(様式第11号)により新旧所有者が連署して届け出なければならない。ただし、新所有者が所有権の取得を証する書類を提出したときは、旧所有者の連署は必要としない。

(3) 私設消火栓を消火に使用したときは、私設消火栓(演習・消火)使用届(様式第10号)により届け出なければならない。

(4) 代理人又は管理人が交替したときは、給水装置代理人・管理人(選定・変更)届(様式第5号)により新旧の代理又は管理人が連署して届け出なければならない。代理人又は管理人の住所に変更があったときは、同様式により代理人又は管理人が届け出なければならない。

(給水装置及び水質の検査)

第11条 条例第24条第1項の規定により、給水装置又は供給する水の水質について検査請求をしようとする者は、文書又は口頭により管理者に請求しなければならない。

(使用水量の通知)

第12条 条例第27条の規定により算定した使用水量は、水道使用量のお知らせ(様式第12号)により通知する。ただし、管理者が認めた場合はこの限りでない。

(水量の認定)

第13条 条例第28条の規定により、使用水量の認定をする場合は、次の各号による。

(1) メーターに異常があったときは、メーター取替後の使用水量、前年度同期等の使用傾向を考慮して定める。

(2) 使用水量が不明のときは、前4ヶ月の使用水量並びに前年度同期等の使用傾向を考慮して定める。

(定例日の設定)

第14条 条例第27条に定める定例日は、検針する月の1日から7日までとし、水道使用者等が、定例日を指定することはできない。

(徴収の方法)

第15条 条例第31条の規定による料金の徴収は、管理者が別に定める納入通知書により納入する。ただし、管理者が必要と認めるときは、この限りでない。

2 条例第32条に規定する加入負担金及び第33条に規定する手数料の徴収は、納入通知書兼領収書(都留市水道事業会計規程様式第13号(その3))により納入する。ただし、管理者が必要と認めるときは、この限りでない。

(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及び自主検査)

第 16 条 条例第 42 条第 2 項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、山梨県飲用井戸等衛生対策指導要領(平成 14 年 12 月 4 日付け衛薬 2 第 12—1 号山梨県福祉保健部長通知)に定める管理基準に基づいた管理及び管理の状況に関する検査の実施に努めなければならない。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成 12 年 4 月 1 日訓令第 5 号)抄

1 この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成 15 年 3 月 3 日水道事業管理規程第 5 号)

この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 15 年 12 月 24 日水道事業管理規程第 1 号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成 21 年 6 月 1 日水道事業管理規程第 1 号)

この規程は、平成 21 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 7 月 30 日水道事業管理規程第 1 号)

この規程は、平成 22 年 8 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 11 月 30 日水道事業管理規程第 2 号)

この規程は、平成 27 年 12 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 3 月 31 日水道事業管理規程第 1 号)

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 3 月 31 日水道事業管理規程第 2 号)

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

様式

- 1 給水装置工事申込書
- 2 給水装置帰属申込書
- 3 その1 設計平面図及び立面図
- 3 その2 完成平面図及び立面図
- 4 見積報告書
- 5 舗装本復旧費積算書
- 6 検査願届
- 7 給水装置工事完成届
- 8 給水装置代理人(選定・変更)届
- 9 給水装置管理人(選定・変更)届
- 10 水道メーター亡失(き損)届
- 11 水道使用申込書
- 12 閉栓届
- 13 給水用途変更届
- 14 私設消火栓使用届
- 15 給水装置使用者変更届
- 16 給水装置所有者変更届
- 17 消防用水使用届

様式第1号(第2条関係)

給水装置工事申込書

[別紙参照]

様式第2号(第4条関係)

給水装置工事認可済証

[別紙参照]

様式第3号(第5条関係)

給水装置工事検査願届

[別紙参照]

様式第4号(第6条関係)

給水装置工事完成届

[別紙参照]

様式第 5 号(第 7 条・第 10 条関係)

給水装置代理人・管理人(選定・変更・住所変更)届

[別紙参照]

様式第 6 号(第 8 条関係)

水道メーター亡失(き損)届

[別紙参照]

様式第 7 号(第 9 条関係)

水道使用申込書

[別紙参照]

様式第 8 号(第 10 条関係)

閉栓届

[別紙参照]

様式第 9 号(第 10 条関係)

給水用途変更届

[別紙参照]

様式第 10 号(第 10 条関係)

私設消火栓(演習・消火)使用届

[別紙参照]

様式第 11 号(第 10 条関係)

給水装置所有者等変更届

給水装置所有者等変更届

[別紙参照]

様式第 12 号(第 12 条関係)

検針票

[別紙参照]